

エンジェル税制の解説

平成30年6月現在

経済産業省の「エンジェル税制のご案内」より作成
詳しくは以下のURLをご覧ください

<http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/index.html>

エンジェル税制—出資時の優遇措置

- 優遇措置A:
 - 設立3年未満の中小企業への「出資額-2000円」が総所得から控除される
 - 上限は総所得額の40%か1000万円のいずれか低い方(例:総所得1000万円の場合400万円)
 - 営業キャッシュフローが黒字の場合は不適用
- 優遇措置B:
 - 設立10年未満の中小企業への出資額がその年の株式譲渡益から控除できる(上限なし)

エンジェル税制—売却時

- 出資した会社の株式売却損（破産・解散含む）は、3年間に渡り株式売却益から控除できる
- 出資した会社の株式売却益は、エンジェル税制による取得時控除額を控除後で取得原価を計算する
 - 例：売却額1000万円—（出資額400万円—優遇措置額300万円）=900万円

設立3年未満の企業

優遇措置 A

(対象企業への投資額-2,000円)
を、その年の総所得金額から控除

※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方

▼ 優遇措置Aの対象となる企業

I 創業(設立)3年未満の中小企業者であること

II 右の要件を満たすこと

設立経過年数 (事業年度)	要件
1年未満かつ 最初の事業 年度を未経過	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。
1年未満かつ 最初の事業 年度を経過	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。
1年以上～ 2年未満	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む)が収入金額の3%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。または、新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。
2年以上～ 3年未満	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む)が収入金額の3%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。または、売上高成長率が25%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。

設立10年未満の企業

優遇措置 B

対象企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除

※控除対象となる投資額の上限なし

▼ 優遇措置Bの対象となる企業

I 創業(設立)10年未満の中小企業者であること

II 右の要件を満たすこと

設立経過年数	要件
1年未満	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。
1年以上～2年未満	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む)が収入金額の3%超。または、新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。
2年以上～5年未満	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む)が収入金額の3%超。または、売上高成長率が25%超。
5年以上～10年未満	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む)が収入金額の5%超。

(注) 設立3年未満でも、営業キャッシュフローが黒字の場合はこちらが適用される場合がある。また、上限がないので優遇措置Aより有利な場合がある。